

三条市特別養護老人ホーム入所指針

平成 15 年 7 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 8 月 1 日一部改正

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設。以下「施設」という。）への入所の基準及び手続（以下「入所基準等」という。）を明らかにし、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 14 条に規定する介護認定審査会において要介護状態区分が要介護 3 から要介護 5 までのいずれかの区分と認定された者のうち、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。

3 入所対象者の特例

2 の規定にかかわらず、要介護 1 又は 2 と認定された者であって、次に掲げる特例入所の要件に該当し、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な者を入所対象者とすることができる。

(1) 特例入所の要件

要介護 1 又は 2 の者であって、特例入所が必要なやむを得ない事情に該当する者については、次のアに該当し、かつ、イ若しくはウに該当する者又はエに該当する者とする。

ア 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域で介護サービスや生活支援の供給が十分でないことと認められることにより、在宅生活が困難な状態である場合

イ 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる場合

ウ 知的障がい・精神障がい等であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる場合

エ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である場合

(2) 特例入所の要件イの「認知症であること」について

特例入所の要件イの「認知症であること」については、「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）の判定におけるⅢ以上に該当する者とする。

なお、日常生活自立度の判定については、原則として、直近の要介護認定の認定調査

において判定された日常生活自立度によるものとする。

ただし、調査以降に心身状態が急変するなどにより、これにより判定することが適当でない場合については、主治医による診断書、意見書等による日常生活自立度により判定することができるものとする。

(3) 特例入所の要件エの「心身の安全・安心の確保が困難な状態」について

市の高齢者虐待緊急度判定会議において、生命の危険があり、緊急的な入所の必要性があると判断された場合をいう。

4 入所の申込み

(1) 入所申込み

入所の申込みは、別紙1「入所申込書」で定める様式により、原則として、別紙2「介護支援専門員等意見書」を添えて行うものとする。

(2) 施設の説明

施設は、入所の申込みがあった場合には、入所順位の決定方法について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合には、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

(3) 受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(4) 要介護1又は要介護2の方からの入所申込み

ア 施設は、要介護1又は要介護2の方からの入所申込みに対して、特例入所の内容について丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを申込書等に記載してもらうこと。

イ 施設において、申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いは認めないこととし、要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。

ウ 施設は、要介護1又は要介護2の方からの入所申込みを受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が、3において規定する特例入所の要件に該当する者（以下「特例入所対象者」という。）であるか否かを判断するため、その意見を求めなければならない。

5 入所検討委員会

施設は、入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員等の施設関係者のほか、透明性・公平性の観点から施設職員以外の者を加えて構成する。

(2) 委員長等

委員会に委員長 1 人を置き、委員長は施設長がこれを務める。なお、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(3) 運営

委員会は、委員長が招集し、原則月 1 回以上開催する。

(4) 所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた順位を決定するとともに、入所順位登載の名簿の整備、調整を行い、これに基づいて入所の決定を行う。

(5) 会議

委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(6) 議事録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、5 年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

6 守秘義務

委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

7 説明責任

施設は、あらかじめ入所判定等についての説明責任者を明確に定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行わなければならない。

8 入所順位の評価基準

(1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別表「入所申込者評価基準」(以下「基準」という。)によるものとする。

(2) 委員会は、入所申込者の状況を調査の上、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付けるものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情を勘案することができるものとする。

9 老人福祉法に基づく措置

施設は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日、当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

10 その他

(1) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。

- (2) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由を考慮の上施設において入所順位の繰り下げ等の措置を講ずることができるとする。
- (3) 入所基準等は公表するものとする。
- (4) その他入所に関して必要な事項は、別に定める。

11 附則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。